

預金規定の改定について

「未利用口座管理手数料」および「自動解約」の導入に伴い、下記の通り預金規定を改定します。

記

1. 改定日

2022年2月1日（火）

2. 改定する預金規定

①	総合口座規定
②	普通預金規定
③	普通預金規定（通帳不発行口座）
④	貯蓄預金規定

3. 改定内容

普通預金規定について、下記の条項を追加・変更します。

※普通預金規定以外の上記2の預金規定についても、同様の改定を行います。

改定前	改定後
新設	<u>17.（未利用口座管理手数料）</u> <u>（1）この預金について、別途定める一定の期間に当行所定の取引がない場合、預金者は当行所定の未利用口座管理手数料を支払うものとし、未利用口座管理手数料についての具体的な条件や金額は、当行ホームページで公表します。</u> <u>（2）未利用口座管理手数料は、この預金口座から当行所定の方法により引落します。</u> <u>（3）残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった預金口座については、口座残高の全額を未利用口座管理手数料の一部に充当し、預金者に通知することなく預金口座を解約することができるものとし、</u> <u>（4）一旦引落しとなった未利用口座管理手数料は、返却いたしません。</u> <u>（5）未利用口座管理手数料についての具体的な条件や金額等は、変更することがあります。変更がある場合は、当行ホームページで公表します。</u>
17.（本規定の変更） （略）	18.（本規定の変更） （略）

以上